

特別養護老人ホーム貝塚誠心園

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

当事業所はご契約者に対し指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要支援」と認定された方が対象となります。
要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1.	事業者	2
2.	事業所の概要	2
3.	職員の配置状況	3
4.	当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5.	サービス利用中の医療の提供について	6
6.	事業所利用の留意事項について	6
7.	高齢者虐待について	6
8.	身体拘束及び行動制限について	7
9.	秘密の保持と個人情報の保護について	7
10.	緊急時の対応方法について	7
11.	事故発生時の対応について	8
12.	非常災害時の対策	8
13.	衛生管理について	8
14.	苦情対応するための措置の概要	8
15.	苦情の受付について	9
16.	提供するサービスの第三者評価の実施状況について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 貝塚誠心園
- (2) 法人所在地 大阪府貝塚市森1103番地2
- (3) 電話番号 072-446-8022
- (4) 代表者氏名 理事長 横井 清
- (5) 設立年月日 昭和51年12月10日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年3月27日指定
大阪府第2771300114号
※当事業所は特別養護老人ホーム貝塚誠心園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設・設備をご利用いただき、指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 貝塚誠心園
- (4) 事業所の所在地 大阪府貝塚市森1103番地2
- (5) 電話番号 072-446-8022
- (6) ファックス 072-446-5316
- (7) 管理者氏名 窪 堀 明
- (8) 当事業所の運営方針
当事業所は介護を必要とされるご契約者の方々に、快適なサービスを提供できるよう、職員は常にご契約者の立場に立ち、思いやりのある心・優しい心・親切な心を持って介護に取り組み、礼儀・礼節を忘れず、ご契約者の方々に明るく、楽しく、安心して信頼いただけるサービスを利用できるように日々努めています。
- (9) 開設年月日 介護予防短期入所生活介護 平成18年4月1日
- (10) 通常の事業の実施地域 貝塚市、岸和田市、泉佐野市、熊取町
- (11) 営業日 年中無休
受付時間 午前9時～午後5時30分
- (12) 利用定員 6名
- (13) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。滞在される居室は、2人部屋、1人部屋があります。施設基準により2人部屋、1人部屋に関しましては滞在費を頂きます。（ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合があります。）

居室・設備の種類	室数	備 考
1人部屋	2室	全て洋室、
2人部屋	2室	全て洋室
合 計	4室	
食 堂	2室	
機能訓練室	1室	【主な設置機器】平行棒、滑車運動器、起立台、下肢運動器、もぐらたたきゲーム、玉入れゲーム、その他
浴 室	2室	一般浴室、機械浴、特殊浴槽
医務室	1室	1F（貝塚誠心園診療所）

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備のご利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。（但し、居室の滞在費は別途必要となります。）

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	当施設配置数	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護職員	27名	26名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	5名	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	(非常勤嘱託) 4名	必要数
8. 栄養士	(管理栄養士) 1名	1名

<職員の職務>

職 種	職 務 内 容
1. 管理者	従業者及び業務の実施状況の把握及びその他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所生活介護サービスの実施に関し、施設の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う
2. 介護職員	利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行う
3. 生活相談員	利用者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行う
4. 看護職員	主に利用者の健康管理や療養上の世話をを行うが、日常生活上の介護、介助等も行う
5. 機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能指導、助言を行う
6. 介護支援専門員	利用者に係る介護予防短期入所生活介護サービス計画(ケアプラン)を作成する
7. 医師	利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う
8. 管理栄養士	利用者の栄養並びに身体状況及び嗜好を考慮し献立をたて、食事管理及び相談・助言等を行う

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	月、火、水、木：10：00 ～ 12：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：30 ～ 9：00 9名 日中： 9：00 ～ 19：30 10名 夜間：19：45 ～ 7：30 4名
3. 看護職員	早出： 8：10 ～ 16：40 1名 日中： 9：00 ～ 17：30 3名 遅出： 9：30 ～ 18：00 1名
4. 機能訓練指導員	早出： 8：10 ～ 16：40 1名 日中： 9：00 ～ 17：30

☆土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○介護予防短期入所生活介護サービス

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分(9割又は8割又は7割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食事の準備、介助を行います。
- ・当事業所では、常勤の管理栄養士を配置し、ご利用者の年齢、心身の状況により、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行います。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間）

朝食：8：10～8：40 昼食12：00～13：00 夕食17：00～18：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員を配置し、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・健康管理や療養上のお世話を行います。
- ・看護師の24時間連絡体制及び医療機関等の連携を図りつつ緊急時の対応を可能とさせていただきます。

⑥送迎

- ・専用車にて、ご契約者のご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第7条参照）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 円	要支援2 円
2. うち、介護保険から給付される金額	円	円
3. サービス利用に係る自己負担金（1－2）	円	円

※利用料金については、別紙の料金表を参照し、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に要する費用と滞在費は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは利用料金の全額がご契約者の負担となる場合があります。

<サービスの概要と利用料金>

①介護保険給付対象とならないサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②食事の提供（食材料費と調理に係る費用相当）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

利用料金：朝食250円 昼食623円 夕食572円 1日1,445円

③特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費(別途消費税要)

④滞在費

滞在費はご契約者をご使用される居室の光熱水費です。

滞在費：多床室 1日あたり 915円

滞在費：従来型個室 1日あたり 1,231円

⑤通常の実施区域外への送迎

通常の実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業者のサービスを利用される場合は、ご自宅と事業所間の送迎サービス費用をいただく場合があります。

(通常の実送迎の実施区域とは、貝塚市、岸和田市、泉佐野市、熊取町の区域とする。)

通常の実施区域からの距離	片道2km未満	片道2km～5km未満	片道5km～30km未満	片道30km以上
金額	200円	400円	2kmごとに200円を加算	ご契約者と相談の上決定

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただく場合があります。

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。(ティッシュペーパー、嗜好品等)

⑨理髪・美容

理容師、美容師の出張による理美容サービス（調髪・丸刈・顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり（調髪）2,000円 （丸刈）1,800円 （顔剃）500円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第7条参照）

前記、(1)、(2)の料金・費用は、下記の方法でお支払い下さい。

サービス利用終了時にその都度現金でお支払い下さい。他の支払い方法については要相談。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、指定介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約の希望により下記協力医療機関において、診療や入院医療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院医療を義務付けるものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

協力医療機関及び歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 桐葉会 木島病院
所在地	大阪府貝塚市森892番地、電話番号：072-446-2158
診療所	内科、精神科、神経科、歯科

6. 事業所利用の留意事項について

- (1) 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとする。
- (2) 利用者は、ホームの事業所、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとする。
- (3) 面会時間は9:00から17:30までの間となっております。（それ以外の時間は要相談）
- (4) 他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
- (5) 飲食物、ペット、危険物(刃物等)の持ち込みはできません。

7. 高齢者虐待について

- (1) 施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。
 - ①虐待防止に関する責任者を選定し設置しています。
虐待防止に関する責任者：施設長 窪堀 明
 - ②成年後見制度の利用を支援しています。
 - ③研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
 - ④従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
 - ⑤施設内に委員会を設置し、毎月、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために会議を開催します。
 - ⑥相談員・介護支援専門員は、利用者の状態の把握を行い、虐待防止に努めます。
 - ⑦介護相談員の受け入れを行い、利用者の代弁者と気づきから問題解決へ努めます。
- (2) 施設は、サービス提供者に当該施設又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

8. 身体拘束及び行動制限について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、身体拘束及び利用者の行動制限を原則行わないものとします。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の三要件を満たす緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) やむを得ず身体拘束及びその他の行動制限を行う場合は、次の手続きにより行います。
 - ①身体拘束廃止委員会を設置します。
 - ②行動制限改善チェックシートに、身体拘束にかかる内容、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
 - ③利用者家族等へ十分な説明を行った上で同意を得ることとし、その他方法がなかったか改善方法を検討します。実施後は、行動制限改善検討記録の記入や身体拘束解除のための定期的なカンファレンスを行い、身体拘束の廃止に努めることとします。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10. 緊急時の対応方法について

- ①サービス提供中に、利用者に病状の急変及び事故等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	医 師 名	
	医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
家族等連絡先	氏名及び続柄	(続柄)
	住 所	
	電話番号①()	
	電話番号②()	
	電話番号③()	
貝塚保険者	市町村	
	電話番号	
保険者	市町村	
	電話番号	
居宅介護 支援事業所	事業者名	
	電話番号	
地域包括支援 センター	事業所名	
	電話番号	

1 1. 事故発生時の対応について

- ①事業者は、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供にともなって事故が発生した場合、その他必要な場合、速やかに保険者、家族、主治医・居宅介護支援事業者に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- ②事業者は、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合はその責任の範囲において、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「社会福祉法人貝塚誠心園 消防計画」にのっとり対応を行います。
避難訓練	別途定める「社会福祉法人貝塚誠心園 消防計画」にのっとり年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居の方も参加して行います。
消防計画等	貝塚消防署へ随時提出しています。 消防管理者：西川 和之

1 3. 衛生管理について

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用の供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 4. 苦情対応するための措置の概要

＜苦情対応の体制及び手順＞

- ①相談、苦情に関する常設窓口として、相談担当者を設けています。又、担当者不在の場合でも、事業所の誰もが対応可能なように相談苦情管理シートを作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制をとっています。
- ②苦情又は、相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- ③管理者は、担当職員に事実関係の確認を行います。
- ④相談担当者は、把握した状況を管理者とともに、検討を行い、時下の対応を決定します。
- ⑤対応内容に基づき、必要に応じて関係者（家族、行政等）への連絡調整を行うとともに、利用者の方へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容のものもその旨翌日までに連絡します。）

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情解決責任者	施設長	窪堀 明	
○苦情受付窓口（担当者）	生活相談員	谷口 奉行	
○受付時間	１２月３１日～１月３日を除く毎日の９：００～１７：３０		
○電話番号	０７２－４４６－８０２２		
○第三者委員	代表監事	中村 和典	TEL０７２５－４４－２１１６
	監事	山崎 春美	TEL０７２－４４６－１２７１

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】(土、日、祝日は休業) 貝塚市健康福祉部 高齢介護課	〒597-8585 貝塚市畠中1-17-1 電話 番号 072-433-7040 (直通) 受付 時間 午前9時～午後5時15分
岸和田市保健福祉部 介護保険課	〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 電話 番号 072-423-9475 (直通) 受付 時間 午前9時～午後5時15分
泉佐野市健康福祉部 高齢介護課	〒598-0005 泉佐野市市場東1丁目295番地の3 電話 番号 072-463-1212 (代表) 受付 時間 午前9時～午後5時15分
熊取町健康福祉部 高齢介護課	〒590-0451 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号 電話 番号 072-452-6297 (直通) 受付 時間 午前9時～午後5時30分
【大阪府国民健康保険団体連合会】 (土、日、祝日は休業)	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通 FN ビル 電話 番号 06-6949-5418 受付 時間 午前9時～午後5時

実施の有無	有り
実施した直近の年月日	平成２９年１０月１２日
実施した評価機関の名称	特定非営利活動法人カローア
評価結果の開示状況	有り（ワムネット掲載、施設内掲示）

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護予防短期入所生活介護 特別養護老人ホーム貝塚誠心園

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

続柄 ()

代筆者

住所

氏名

印

続柄 ()